

議案の概要

令和6年第1回市議会定例会

八王子市

目 次

1	提出予定議案総括	4
2	副市長の選任について	5
3	副市長の選任について	6
4	教育長の任命について	7
5	監査委員の選任について	8
6	公平委員会委員の選任について	9
7	固定資産評価審査委員会委員の選任について	10
8	固定資産評価員の選任について	11
9	八王子市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例設定 について	12
10	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除等に関する条例の一部を改正する条例設定 について	13
11	八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について	14
12	八王子市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例設定について	16
13	八王子市営住宅条例の一部を改正する条例設定について	17
14	八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について	18
15	八王子市市民集会所条例の一部を改正する条例設定について	19
16	八王子市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条 例設定について	20
17	八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て 支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	21
18	八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する 条例設定について	22
19	土地の処分について	25
20	気化式冷風機の取得について	27
21	東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について	28
22	市道路線の認定について	29
23	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例設定について	30
24	八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条	

例設定について	31
25 八王子市消防団に関する条例の一部を改正する条例設定について	33
26 八王子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例設定について	34
27 八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	35
28 八王子市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について ほか11議案	37
29 八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	44
30 八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	47
31 八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	48
32 八王子市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	49
33 八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について	50
34 八王子市介護保険条例の一部を改正する条例設定について	52
35 八王子市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例設定について	54
36 八王子市企業立地支援条例の一部を改正する条例設定について	55
37 八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について	56
38 八王子市老人憩の家の指定管理者の指定について	58
39 包括外部監査契約の締結について	61

【追加送付】

40 八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定について	62
41 八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定について	62
42 八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について	62

○提出予定議案総括

案 件	件 数	備 考
人 事	7 件	副市長（2 件）、教育長、監査委員、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、固定資産評価員
新 年 度 予 算	1 0 件	一般会計ほか
補 正 予 算	1 1 件	一般会計ほか（専決処分 3 件）
条 例 関 係	3 9 件	一部改正 3 8 件 廃止 1 件
契 約	3 件	土地の処分、物品取得、包括外部監査契約
指 定 管 理 者	1 件	指定管理者の指定
そ の 他	2 件	広域連合の規約変更 市道路線の認定
計	7 3 件	

人事	副市長の選任について	総務部
		職員課
概要	令和6年（2024年）2月29日木内基容子副市長の退任に伴い、市議会の同意を得て、副市長を選任するもの	
<p>【内容】</p> <p>令和6年（2024年）2月29日に木内基容子副市長が退任することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、市長が市議会の同意を得て、副市長の選任をする。任期は、令和6年（2024年）3月1日から令和10年（2028年）2月29日までの4年間である。</p> <p>新任 植原 康浩</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第161条、第162条、第163条</p>		

人事	副市長の選任について	総務部
		職員課
概要	令和6年(2024年)2月29日駒沢広行副市長の退任に伴い、市議会の同意を得て、副市長を選任するもの	
<p>【内容】</p> <p>令和6年(2024年)2月29日に駒沢広行副市長が退任することに伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第162条の規定に基づき、市長が市議会の同意を得て、副市長の選任をする。任期は、令和6年(2024年)3月1日から令和10年(2028年)2月29日までの4年間である。</p> <p>新任 中邑 仁志</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方自治法(昭和22年法律第67号) 第161条、第162条、第163条</p>		

人事	教育長の任命について	総務部
		職員課
概要	令和6年(2024年)3月31日任期満了に伴い、市議会の同意を得て、教育長の任命をするもの	
<p>【内容】</p> <p>令和6年(2024年)3月31日に安間英潮^{やすまひでしお}教育長が任期満了を迎えることに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定に基づき、市長が市議会の同意を得て、教育長を任命する。</p> <p>任期は、令和6年(2024年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までの3年間である。</p> <p>再任 安間 英潮(今回4期目)</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条、第5条</p>		

人事	監査委員の選任について	総務部
		職員課
概要	令和6年（2024年）3月31日任期満了に伴い、市議会の同意を得て、監査委員を選任するもの	
<p>【内容】</p> <p>令和6年（2024年）3月31日に伊藤紀彦^{いとうのりひこ}委員が任期満了を迎えることに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、市長が市議会の同意を得て、監査委員を選任する。</p> <p>任期は、令和6年（2024年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの4年間である。</p> <p>新任 廣瀬^{ひろせ} 勉^{つとむ}</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第195条、第196条、第197条</p> <p>○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号） 第140条の2</p>		

人事	公平委員会委員の選任について	総務部
		職員課
概要	令和6年(2024年)3月31日任期満了に伴い、市議会の同意を得て、公平委員会委員を選任するもの	
<p>【内容】</p> <p>令和6年(2024年)3月31日に小野坂勝守委員が任期満了を迎えることに伴い、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第9条の2第2項の規定に基づき、市長が市議会の同意を得て、公平委員会委員を選任する。</p> <p>任期は、令和6年(2024年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日までの4年間である。</p> <p>再任 小野坂 勝守(今回3期目)</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第9条の2第1項、第2項、第10項</p>		

人事	固定資産評価審査委員会委員の選任について	総務部
		職員課
概要	令和6年（2024年）3月31日任期満了に伴い、市議会の同意を得て、固定資産評価審査委員会委員を選任するもの	
<p>【内容】</p> <p>令和6年（2024年）3月31日に^{たけはやしひでのり}武林秀則委員が任期満了を迎えることに伴い、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、市長が市議会の同意を得て、固定資産評価審査委員会委員の選任をする。</p> <p>任期は、令和6年（2024年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までの3年間である。</p> <p>再任 武林 秀則（今回2期目）</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方税法（昭和25年法律第226号） 第423条第1項～第3項、第6項</p> <p>○八王子市市税賦課徴収条例（昭和25年八王子市条例第19号） 第58条第1項、第2項</p>		

人事	固定資産評価員の選任について	総務部
		職員課
概要	令和6年（2024年）2月29日木内基容子固定資産評価員の退任に伴い、市議会の同意を得て、固定資産評価員を選任するもの	
<p>【内容】</p> <p>令和6年（2024年）2月29日に木内基容子固定資産評価員が退任することに伴い、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定に基づき、市長が市議会の同意を得て、固定資産評価員の選任をする。</p> <p>新任 植原 康浩</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方税法（昭和25年法律第226号） 第404条</p> <p>○八王子市市税賦課徴収条例（昭和25年八王子市条例第19号） 第57条</p>		

条例改正	八王子市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例設定について	総務部
		職員課
概要	地方自治法の改正に伴い、引用条文を改めるもの	
<p>【内容】</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）により、地方自治法の条項を繰り下げる改正が行われたことから、条例で引用する同法の条文を改める。</p> <p><改正内容></p> <p>第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。</p> <p>第3条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に改める。</p> <p><施行日></p> <p>令和6年（2024年）4月1日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）</p> <p>第243条の2の7、第243条の2の8</p>		

条例改正	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除等に関する条例の一部を改正する条例設定について	総務部
		職員課
概要	地方自治法の改正に伴い、引用条文を改めるもの	
<p>【内容】</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）により、地方自治法の条項を繰り下げる改正が行われたことから、条例で引用する同法の条文を改める。</p> <p><改正内容></p> <p>第3条中「第243条の2」を「第243条の2の8」に改める。</p> <p><施行日></p> <p>令和6年（2024年）4月1日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）</p> <p>第243条の2の8</p>		

条例改正	八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について	市民部
		市民課
概要	戸籍法の一部改正に伴い、関係する申請手数料及び発行手数料について改正を行うもの	
<p>【内容】</p> <p>戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）により、戸籍法（昭和22年法律第224号）が改正され、本籍地以外の市区町村でも戸籍謄本等を交付できるようとなった。また、オンライン上で行政手続をする際に利用可能な戸籍等の証明書として、新たに「戸籍電子証明書及び除籍電子証明書」（※1）が整備され、その利用に必要な電子証明書提供用識別符号を請求者の求めに応じて市区町村が発行することとなったことに伴い、必要となる手数料の設定等を行う。</p> <p>また、届書等情報（※2）についての証明書の交付及び閲覧が可能となったことから、これを交付及び閲覧する際の手数料を設定する。</p> <p>なお、当該手数料は、「手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務」にかかるものであるため、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下「政令」という。）の定める金額と同額に設定する。</p> <p>※1 磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録及び磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録</p> <p>※2 届書等（戸籍法の規定により提出すべきものとされている届書若しくは申請書又はその他の書類で戸籍の記載をするために必要なものとして法務省令で定めるもの）の画像情報</p> <p><改正内容></p> <p>1 別表、2 閲覧手数料に、届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料を規定する。 利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届出若しくは申請を受理した市区町村又は当該届出若しくは申請によって戸籍の記載をした市区町村に対し、当該届出又は申請に係る届書等情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧を請求できることとなったことから、当該閲覧に係る手数料を、1件につき350円と定める。</p> <p>2 別表、3 交付手数料に、以下の手数料を規定する。 (1) 本籍地が八王子市以外の者の戸籍謄本等の交付手数料 戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもって調製されているときは、当該磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍を本籍地以外の市区町村長に対しても請求できることとなったことから、当該交付に係る手数料を、戸籍1通につき450円、除かれた戸籍1通につき750円と定める。 (2) 届出等情報内容証明書の交付手数料 利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届出若しくは申請を受理した市区町村又は当該届出若しくは申請によって戸籍の記載をした市区町村に対し、当該届出又は申請に係る届書等情報の内容について証明書を請求できることとなったことから、当該交付に係る手数料を、1通につき350円と定める。</p> <p>3 別表、5 発行手数料を新設し、電子証明書提供用識別符号の発行手数料を追加する。 行政機関における手続きで戸籍による確認が必要な場合には、従前は戸籍の謄本や除かれた戸籍の謄本が必要であった。戸籍法の改正により、戸籍電子証明書及び除籍電子証明書を識別する符号を提出することで、これに代えることができる制度が創設されたことから、当該電子証明書識別符号の発行に係る手数料を、1件につき400円と定める。</p> <p><施行日> 令和6年（2024年）3月1日</p>		

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
第228条

○戸籍法（昭和22年法律第224号）
第120条の2、第120条の3、第120条の6

条例改正	八王子市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例設定について	水循環部
		下水道課
概要	地方自治法の改正に伴い、引用条文を改めるもの	
<p>【内容】</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）により、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する地方自治法の条項を繰り下げる改正が行われたことから、条例で引用する同法の条文を改める。</p> <p><改正内容> 第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。</p> <p><施行日> 令和6年（2024年）4月1日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方公営企業法（昭和27年法律第292号） 第34条</p> <p>○改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号） 第243条の2の8</p>		

条例改正	八王子市営住宅条例の一部を改正する条例設定について	まちなみ整備部
		住宅政策課
概要	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、引用条文を改めるもの	
<p>【内容】</p> <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）により配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）が改正され、法に規定する保護命令制度の拡充及び保護命令違反の厳罰化が行われることとなった。</p> <p>これに伴い、これまで法第10条第1項に規定されていた接近禁止命令及び退去等命令について、法第10条第1項及び法第10条の2に分けて規定されることとなったため、当該規定を引用する本条例の規定を改める。</p> <p><改正内容></p> <p>第7条第2項第8号イ中「配偶者暴力防止等法第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。</p> <p><施行日></p> <p>令和6年（2024年）4月1日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項、第10条の2</p>		

条例改正	八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する 条例設定について	総務部
		職員課
概要	市長の給料月額等を減額するもの	
<p>【内容】</p> <p>市長の就任にあたり、決意と公約実現に向けての意気込みを示すため、当面の間、市長の給料月額等を30%減額する。</p> <p><改正内容></p> <p>令和6年（2024年）1月29日に在職する八王子市長の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、同条の表に掲げる給料月額から、100分の30を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p><施行日></p> <p>公布の日</p>		

<p>条例改正</p>	<p>八王子市市民集会所条例の一部を改正する条例設定 について</p>	<p>市民活動推進部 市民部 協働推進課 市民総務課</p>
<p>概要</p>	<p>八王子市横山市民集会所及び八王子市戸吹会館を廃止するもの</p>	
<p>【内容】</p> <p>横山事務所は昭和49年（1974年）の開所以降、地域の行政施設として証明発行や出納業務などを行ってきたが、戸籍の電算化やマイナンバーカードの普及などによる業務や体制の変化により、現状では施設の規模が大きく非効率であることから移転することとした。これに伴い、横山事務所内に設置する横山市民集会所を廃止する。</p> <p>また、戸吹会館がある戸吹地区は、近隣の避難場所が加住市民センターであるが、加住地区の旧滝山街道南側はほぼ浸水区域であり、災害時に戸吹地区から加住地区に移動することは困難であることや、近接の消防器具置場について、消防団車両の大型化や消防団員の安全確保等のために必要な機能及びスペースを確保した施設が必要となっていることから、戸吹会館を建替え、地域特性を考慮した自主的な避難所機能を併せ持つ消防団器具置場として整備するため、戸吹会館を廃止する。</p> <p>※担当所管 市民集会所について・・・市民総務課 地区会館について・・・協働推進課</p> <p><改正内容></p> <p>1 八王子市戸吹会館の廃止について 別表第1地区会館の項から八王子市戸吹会館の名称及び位置を削る。</p> <p>2 八王子市横山市民集会所の廃止について 別表第1市民集会所の項から八王子市横山市民集会所の名称及び位置を削る。</p> <p><施行日></p> <p>1 令和6年（2024年）9月1日（改正内容1について） 2 令和6年（2024年）10月1日（改正内容2について）</p>		

条例改正	八王子市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	福祉部 生活福祉総務課
概要	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（省令）が一部改正されたことから、これに合わせ、本市の無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する本条例を改正するもの	
<p>【内容】 無料低額宿泊所の設備及び運営の基準については、都道府県、指定都市又は中核市が「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」（令和元年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）を標準として又は参酌して定めることとされており、本市においては、本条例で当該基準について規定している。</p> <p>今般、基準省令において、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、電磁的記録に係る特定の記録媒体の使用を定める規定を見直す改正があったことに伴い、本条例を改正するもの。</p> <p><改正内容> 第15条第7項第2号中、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。</p> <p><施行日> 公布の日</p>		
<p>【法令等】 ○改正後の無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号） 第14条</p>		

条例改正	八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	子ども家庭部
		子どもの教育・保育推進課
概要	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）が改正されたことから、本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する本条例を改正するもの	
【内容】		
<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準については、都道府県、指定都市又は中核市が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「基準府令」という。）に従い、又は参酌して定めることとされており、本市においては、本条例で当該基準について規定している。</p> <p>令和4年（2022年）6月3日にデジタル臨時行政調査会により決定した「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」において、書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制について点検・見直しをすることとされ、書面の掲示等を義務付けている規制については、当該掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない等の見直し方針が示された。これに伴い、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第86号）が公布され、基準府令が改正されたことから、条例の規定を改める。</p>		
<p><改正内容></p> <p>1 第23条中「しなければならない」を「するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。</p> <p>2 第63条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。</p>		
<p><施行日></p> <p>1 令和6年（2024年）4月1日（改正内容1）</p> <p>2 公布の日（改正内容2）</p>		
【法令等】		
<p>○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）</p> <p>第23条、第62条第2項第2号</p>		

条例改正	八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に	都市計画部																					
	関する条例の一部を改正する条例設定について	都市計画課																					
概要	既存地区の変更を行うもの																						
【内容】	<p>地区計画に係る建築物等に関する制限事項は、条例で定めるところにより、規制効果を確保している。</p> <p>今回、既存地区3地区の変更を行う。</p> <p><改正内容></p> <p>1 南大沢センター地区地区計画の変更</p> <p>令和5年(2023年)3月に東京都が策定した「南大沢駅周辺地区まちづくり方針」で示された土地利用の方針と、本地区計画の当初決定から25年が経過した現状の地区の特性等を踏まえ、制限事項を変更する。</p> <p>(1) センターA地区の変更</p> <p>地区の中心部としての賑わいの創出や、都立大学の表玄関に相応しい建築物等を誘導、整備するため、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度等を変更する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁面の位置の制限</td> <td>—</td> <td>1号壁面線として計画図に示す道路境界線から外壁等の面までの距離は、1.5メートル以上とする。</td> </tr> <tr> <td>建築物等の高さの最高限度</td> <td>—</td> <td>1号壁面線として計画図に示す道路境界線から20メートル以内においては、当該道路中心からの建築物の高さを12メートル以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 沿道型業務施設地区の変更</p> <p>地区の交通条件等に応じた駅周辺の賑わいを高める建築物等を誘導、整備するため、同地区を沿道型業務施設A地区と沿道型業務施設B地区に区分し、沿道型業務施設B地区の建築物等の用途の制限等を変更する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物等の用途の制限</td> <td>(建築できないもの) 1 寄宿舍又は下宿 2 <u>建築物の延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの</u> 3 建築物の1階部分を居住の用に供するもの(管理人室等に供する部分を除く。) 4 学校(専修学校及び各種学校は除く。)</td> <td>(建築できないもの) 1 寄宿舍又は下宿 2 建築物の1階部分を居住の用に供するもの(管理人室等に供する部分を除く。) 3 学校(専修学校及び各種学校は除く。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 公益施設地区の変更</p> <p>既に集積している教育施設や研究開発施設等の操業環境の維持・向上を図るため、建築物等の用途の制限等の制限を変更する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物等の用途の制限</td> <td>(建築できないもの) 1 住宅 2 寄宿舍又は下宿 3 <u>建築物の延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの</u></td> <td>(建築できないもの) 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿 3 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(建築物に附属するものを除く。)</td> </tr> </tbody> </table>			変更前	変更後	壁面の位置の制限	—	1号壁面線として計画図に示す道路境界線から外壁等の面までの距離は、1.5メートル以上とする。	建築物等の高さの最高限度	—	1号壁面線として計画図に示す道路境界線から20メートル以内においては、当該道路中心からの建築物の高さを12メートル以下とする。		変更前	変更後	建築物等の用途の制限	(建築できないもの) 1 寄宿舍又は下宿 2 <u>建築物の延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの</u> 3 建築物の1階部分を居住の用に供するもの(管理人室等に供する部分を除く。) 4 学校(専修学校及び各種学校は除く。)	(建築できないもの) 1 寄宿舍又は下宿 2 建築物の1階部分を居住の用に供するもの(管理人室等に供する部分を除く。) 3 学校(専修学校及び各種学校は除く。)		変更前	変更後	建築物等の用途の制限	(建築できないもの) 1 住宅 2 寄宿舍又は下宿 3 <u>建築物の延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの</u>	(建築できないもの) 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿 3 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(建築物に附属するものを除く。)
	変更前	変更後																					
壁面の位置の制限	—	1号壁面線として計画図に示す道路境界線から外壁等の面までの距離は、1.5メートル以上とする。																					
建築物等の高さの最高限度	—	1号壁面線として計画図に示す道路境界線から20メートル以内においては、当該道路中心からの建築物の高さを12メートル以下とする。																					
	変更前	変更後																					
建築物等の用途の制限	(建築できないもの) 1 寄宿舍又は下宿 2 <u>建築物の延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの</u> 3 建築物の1階部分を居住の用に供するもの(管理人室等に供する部分を除く。) 4 学校(専修学校及び各種学校は除く。)	(建築できないもの) 1 寄宿舍又は下宿 2 建築物の1階部分を居住の用に供するもの(管理人室等に供する部分を除く。) 3 学校(専修学校及び各種学校は除く。)																					
	変更前	変更後																					
建築物等の用途の制限	(建築できないもの) 1 住宅 2 寄宿舍又は下宿 3 <u>建築物の延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの</u>	(建築できないもの) 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿 3 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(建築物に附属するものを除く。)																					

	4 <u>建築物の1階部分を居住の用に供するもの（管理人室等に供する部分を除く。）</u> 5 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。）	
--	---	--

2 下柚木地区地区計画の変更

幹線道路沿道及び後背の住環境と調和した街並みの形成と維持・保全を図るため、新たな区域を追加するとともに、建築物等の用途の制限、建築物の敷地の最低限度等を変更する。

(1) 沿道住宅地区の変更

	変更前	変更後
地区区分の名称	沿道住宅地区	沿道住宅地区A
建築物等の用途の制限	—	(建築できないもの) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの (建築物に附属するものを除く。)
建築物の敷地面積の最低限度	—	165平方メートル

(2) 沿道住宅地区Bの追加

	—	追加
建築物等の用途の制限	—	(建築できないもの) 1 住宅のうち3戸以上の長屋 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿 3 危険物の貯蔵又は処理に供するもの (建築物に附属するものを除く。)
建築物の敷地面積の最低限度	—	165平方メートル
壁面の位置の制限	—	建築物の外壁等の面から隣地境界線までの距離 0.7メートル以上 (500平方メートル以上の敷地においては1.0メートル以上)

3 宮下町大学用地地区地区計画の変更

大学機能の維持や更なる機能拡充、学生の生活環境の向上など、大学と学生を取り巻く環境の整備を促進するため、建築物等の用途の制限等を変更する。

	変更前	変更後
建築物等の用途の制限	(建築できるもの) 1 大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校 2 研究所 3 1・2の用途に関連し、かつ1・2の建築物と一の建築物となる工場（次に掲げる物品を製造する工場を除く。） (1) 火薬類 (2) 消防法に規定する危険物 (3) マッチ (4) 可燃性ガス (5) 圧縮ガス又は液化ガス（製氷又は冷凍を目的とするものを除く。） 4 研修所 5 前各号の建築物に附属するもの	(建築できるもの) 1 大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校 2 研究所 3 1・2の用途に関連し、かつ1・2の建築物と一の建築物となる工場（次に掲げる物品を製造する工場を除く。） (1) 火薬類 (2) 消防法に規定する危険物 (3) マッチ (4) 可燃性ガス (5) 圧縮ガス又は液化ガス（製氷又は冷凍を目的とするものを除く。） 4 <u>共同住宅又は寄宿舍（1に規定する施設の生徒、学生又は教職員等が居住するものに限る。）</u>

		5 研修所 6 前各号の建築物に附属するもの	
<施行日> 公布の日			
【法令等】 ○建築基準法（昭和25年法律第201号） 第68条の2			

契約	土地の処分について	契約資産部																	
		資産管理課																	
概要	普通財産である子安町二丁目の土地を処分するもの																		
<p>【内容】</p> <p>市営住宅子安団地跡地であり、現在は普通財産として管理している子安二丁目の市有地について、ゼロカーボンシティの実現に資する取組として、環境配慮型住宅の整備を誘導する公募型プロポーザル方式により売払いを行う。</p> <p><土地の所在></p> <p>八王子市子安町二丁目593番1 同 所593番2 同 所593番4 同 所593番5 同 所593番7</p> <p><処分面積></p> <p>6,435.68平方メートル</p> <p><処分先></p> <p>東京都立川市泉町935番28 大和ハウス工業株式会社 東京西支店 支配人 稲村 敏伸</p> <p><処分金額></p> <p>金12億4,034万1,000円</p> <p>※ 入札状況（公募型プロポーザル方式による）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入札業者</th> <th>入札金額</th> <th>事業計画点 (80点)</th> <th>価格点 (20点)</th> <th>合計 (100点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 大和ハウス工業株式会社グループ</td> <td>1,240,341,000円</td> <td>53.41</td> <td>20.00</td> <td>73.41</td> </tr> <tr> <td>(2) 株式会社 住宅工営グループ</td> <td>1,229,266,365円</td> <td>49.30</td> <td>19.82</td> <td>69.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>(最低売却価格 1,229,266,365円)</p> <p>※ 大和ハウス工業株式会社グループの構成</p> <p>事業主 大和ハウス工業株式会社 協力会社 株式会社 石田工務店 株式会社 こぐまホーム 一般財団法人 住宅生産振興財団 UK合同会社</p>					入札業者	入札金額	事業計画点 (80点)	価格点 (20点)	合計 (100点)	(1) 大和ハウス工業株式会社グループ	1,240,341,000円	53.41	20.00	73.41	(2) 株式会社 住宅工営グループ	1,229,266,365円	49.30	19.82	69.12
入札業者	入札金額	事業計画点 (80点)	価格点 (20点)	合計 (100点)															
(1) 大和ハウス工業株式会社グループ	1,240,341,000円	53.41	20.00	73.41															
(2) 株式会社 住宅工営グループ	1,229,266,365円	49.30	19.82	69.12															
<p>【法令等】</p> <p>○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第96条第1項第8号</p> <p>○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号） 第121条の2の2第2項、別表第4（第121条の2の2関係）</p> <p>○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年八王子市条例第6</p>																			

号)

第3条

契約	気化式冷風機の取得について	学校教育部						
		学務課						
概要	気化式冷風機を購入するもの（一般競争入札）							
<p>【内容】</p> <p>体育館での熱中症対策として、気化式冷風機を小・中・義務教育学校103校の体育館に各校2台ずつ（計206台）購入する。</p> <p><種類及び数量> 気化式冷風機 206台</p> <p><契約先> 有限会社 伊登勢屋商店</p> <p><契約金額> 98,797,600円（うち、消費税額8,981,600円）</p> <p>※ 入札状況 令和6年（2024年）1月17日入札 一般競争入札による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入札業者</th> <th>入札金額（税抜き）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) リレーションズ 株式会社</td> <td>97,747,000 円</td> </tr> <tr> <td>(2) 有限会社 伊登勢屋商店</td> <td>89,816,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			入札業者	入札金額（税抜き）	(1) リレーションズ 株式会社	97,747,000 円	(2) 有限会社 伊登勢屋商店	89,816,000 円
入札業者	入札金額（税抜き）							
(1) リレーションズ 株式会社	97,747,000 円							
(2) 有限会社 伊登勢屋商店	89,816,000 円							
<p>【法令等】</p> <p>○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第96条第1項第8号</p> <p>○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号） 第121条の2第2項</p> <p>○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年八王子市条例第6号） 第3条</p>								

その他	東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について	健康医療部
		保険年金課
概要	後期高齢者医療保険の経費を負担する特例措置を継続するもの	
<p>【内容】</p> <p>後期高齢者医療の保険料を軽減するため、本来は保険料で負担すべき東京都後期高齢者医療広域連合（以下「都広域連合」という。）の5つの経費について、関係区市町村が一般会計から全額負担する特例措置をとっている。</p> <p>この措置については、2年ごとの保険料改定の際に、関係区市町村の協議により都広域連合の規約を変更して継続してきた。令和6・7年度（2024・2025年度）についても、特例措置を終了した場合は保険料の大幅な上昇が見込まれるため、被保険者の負担に配慮する必要があることから、特例措置を2年間継続する規約変更を行う。</p> <p>※ 後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療の事務（保険料の徴収等を除く。）を処理するため、都道府県ごとに全ての市町村が加入して設置している。東京都では、都内62区市町村が加入し、平成19年（2007年）3月1日に都広域連合を設立した。</p> <p>1 措置継続による本市負担額（令和6年度（2024年度）予算計上額） 506,306千円（令和5年度（2023年度）予算から2,877千円減）</p> <p>2 対象経費</p> <p>(1) 審査支払手数料相当額 179,111千円 （レセプトの審査、診療報酬の支払の手数料）</p> <p>(2) 財政安定化基金拠出金相当額 0円 （後期高齢者医療の財政安定のための基金への拠出金。令和6年度（2024年度）は、基金の積み増しを行わないため負担なし。）</p> <p>(3) 保険料未収金補填分相当額 87,858千円 （保険料の収納実績に応じて負担する補填金。予算は保険料未納率を1パーセントに設定）</p> <p>(4) 保険料所得割額減額分相当額 10,847千円 （低所得者に対する保険料所得割額軽減措置の補填金）</p> <p>(5) 葬祭費相当額 228,490千円 （被保険者が死亡したとき、葬祭を行う者に対し、葬祭費5万円を支給）</p> <p><施行日> 令和6年（2024年）4月1日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第291条の3第3項、第291条の4第1項第9号、第291条の11</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号） 第48条</p>		

道路	市道路線の認定について	道路交通部																
		路政課																
概要	市道路線を認定するもの																	
<p>【内容】 民間事業者の宅地開発により築造された道路の引継ぎ完了に伴い認定する。 3路線認定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>所在地</th> <th>幅員 (m)</th> <th>延長 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道由井1304号線</td> <td>打越町地内</td> <td>5.00～ 6.01</td> <td>221.56</td> </tr> <tr> <td>市道由井1305号線</td> <td>打越町地内</td> <td>6.00～ 6.01</td> <td>43.34</td> </tr> <tr> <td>市道由井1306号線</td> <td>打越町地内</td> <td>6.00～ 6.01</td> <td>20.80</td> </tr> </tbody> </table>			路線名	所在地	幅員 (m)	延長 (m)	市道由井1304号線	打越町地内	5.00～ 6.01	221.56	市道由井1305号線	打越町地内	6.00～ 6.01	43.34	市道由井1306号線	打越町地内	6.00～ 6.01	20.80
路線名	所在地	幅員 (m)	延長 (m)															
市道由井1304号線	打越町地内	5.00～ 6.01	221.56															
市道由井1305号線	打越町地内	6.00～ 6.01	43.34															
市道由井1306号線	打越町地内	6.00～ 6.01	20.80															
<p>【法令等】 ○道路法（昭和27年法律第180号） 第8条第1項、第2項</p>																		

条例改正	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例設定について	総務部
		職員課
概要	地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することから、関係規定を整備するもの	
<p>【内容】</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）により、地方自治法の改正が行われ、令和6年度（2024年度）から全ての会計年度任用職員に対し勤勉手当の支給が可能となった。このため、本市でも会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することから、関係規定を整備する。なお、東京都においても、令和6年度（2024年度）から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとしている。</p> <p><改正内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において実際に勤務した期間がある職員には勤勉手当を支給することとしている規定について、会計年度任用職員については除くこととしている記述を削除する。（第5条の2第2項） 2 第5条の2第2項から地方公務員法を引用する記述を削除することに伴い、第7条で引用する同法に法律番号を追加する。（第7条） <p><施行日></p> <p>令和6年（2024年）4月1日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第204条第2項</p> <p>○改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号） 第203条の2第4項</p>		

<p>条例改正</p>	<p>八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について</p>	<p>総務部 職員課</p>
<p>概要</p>	<p>地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に支給する手当に勤勉手当を追加するもの</p>	
<p>【内容】 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）により、地方自治法の改正が行われ、令和6年度（2024年度）から全ての会計年度任用職員に対し勤勉手当の支給が可能となった。 このため、本市でも会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給する。 なお、東京都においても、令和6年度（2024年度）から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとしている。</p> <p><改正内容></p> <p>1 勤勉手当の支給に関すること</p> <p>(1) 会計年度任用職員に支給する給与の種類に勤勉手当を追加する。（第2条第1項）</p> <p>(2) 任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとする。（改正後の第14条の2第1項）</p> <p>(3) 任期が連続し、その任期を通算すると6か月以上となるフルタイム会計年度任用職員は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなすこととする。（改正後の第14条の2第2項）</p> <p>(4) 6月に勤勉手当を支給する場合において、任期が連続し、前会計年度における任期と本会計年度における任期を通算すると6か月以上となるフルタイム会計年度任用職員は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなすこととする。（改正後の第14条の2第3項）</p> <p>(5) フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例によることとする。（改正後の第14条の2第4項）</p> <p>(6) 任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市規則で定めるものを除く。以下同じ。）に勤勉手当を支給することとする。（改正後の第23条の2第1項）</p> <p>(7) 任期が連続し、その任期を通算すると6か月以上となるパートタイム会計年度任用職員は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなすこととする。（改正後の第23条の2第2項）</p> <p>(8) 6月に勤勉手当を支給する場合において、任期が連続し、前会計年度における任期と本会計年度における任期を通算すると6か月以上となるパートタイム会計年度任用職員は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなすこととする。（改正後の第23条の2第3項）</p> <p>(9) パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例によることとする。（改正後の第23条の2第4項）</p> <p>2 期末手当の支給に関する規定の整備</p> <p>(1) フルタイム会計年度任用職員の期末手当の不支給及び一時差止めに関する規定の整備（第14条第1項及び改正後の同条第4項）</p> <p>(2) フルタイム会計年度任用職員の6月期の期末手当について、任期の定めが6か月以上とみなす規定の整備（第14条第2項及び第3項）</p> <p>(3) パートタイム会計年度任用職員の期末手当の不支給及び一時差止めに関する規定の整備（第23条第1項及び改正後の同条第4項）</p> <p>(4) パートタイム会計年度任用職員の6月期の期末手当について、任期の定めが6か月以上とみなす規定の整備（第23条第2項及び第3項）</p> <p><施行日> 令和6年（2024年）4月1日</p>		

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
第204条第2項

○改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）
第203条の2第4項

条例改正	八王子市消防団に関する条例の一部を改正する条例 設定について	生活安全部 防災課
概要	消防団員の任用及び分限の要件に係る年齢制限を緩和するもの	
<p>【内容】</p> <p>本市では、近年、消防団員の減少が続いており、消防団員の確保が課題となっている。</p> <p>令和元年12月13日付消防庁長官通知（消防地第228号）「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取り組み事項について」において、高齢化が進展している社会情勢や定年制の運用による消防団員数の減少を鑑み、定年年齢の引上げ、制度撤廃について、条例改正その他必要な措置を検討することとされており、本市消防団からも、定年年齢の引き上げが要望されている。</p> <p>これらの事情を踏まえ、本市消防団員の確保のため、消防団員の任用及び分限の要件に係る年齢制限を緩和する。</p> <p><改正内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 消防団員の任用要件の緩和（第5条関係） 消防団員の任用要件に係る年齢制限を、60歳から65歳に引き上げる。 消防団員の分限要件の緩和（第6条関係） 階級が団員（機能別分団に属する者を除く。）、班長又は部長である消防団員がその身分を失うこととなる要件を「年齢が60歳となったとき。ただし、任命権者が特に必要があると認め、あらかじめ市長が承認した者については、この限りでない。」から「年齢が65歳に達した日以後における最初の3月31日に至ったとき。」に改める。 <p><施行日> 令和6年（2024年）4月1日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○消防組織法（昭和22年法律第226号） 第23条</p>		

条例改正	八王子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例設定について	生活安全部 防災課																																				
概要	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に従い、非常勤消防団員等の補償基礎額を引き上げるもの																																					
<p>【内容】</p> <p>一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第73号）により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第4イ公安職俸給表（一）が改定されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、所要の改正を行うもの。</p> <p><改正内容></p> <p>1 非常勤消防団員の補償基礎額の引上げ（別表（第5条関係）） 非常勤消防団員の補償基礎額を下表のとおり引き上げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th rowspan="2">勤続年数</th> <th colspan="2">補償基礎額（円）</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">団長及び副団長</td> <td>10年未満</td> <td>12,440</td> <td>12,500</td> </tr> <tr> <td>10年以上20年未満</td> <td>13,320</td> <td>13,350</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>14,200</td> <td>14,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">分団長及び副分団長</td> <td>10年未満</td> <td>10,670</td> <td>10,800</td> </tr> <tr> <td>10年以上20年未満</td> <td>11,550</td> <td>11,650</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>12,440</td> <td>12,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">部長、班長及び団員</td> <td>10年未満</td> <td>8,900</td> <td>9,100</td> </tr> <tr> <td>10年以上20年未満</td> <td>9,790</td> <td>9,950</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>10,670</td> <td>10,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 消防作業従事者等の補償基礎額の引上げ（第5条第2項第2号） 消防作業従事者等（消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者）に係る補償基礎額の最低額を、8,900円から9,100円に引き上げる。</p> <p><施行日> 令和6年（2024年）4月1日 ※ 令和6年（2024年）4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金に適用する。</p> <p>【法令等】 ○改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）第2条第2項第2号、別表（第2条関係）</p>			階級	勤続年数	補償基礎額（円）		改正前	改正後	団長及び副団長	10年未満	12,440	12,500	10年以上20年未満	13,320	13,350	20年以上	14,200	14,200	分団長及び副分団長	10年未満	10,670	10,800	10年以上20年未満	11,550	11,650	20年以上	12,440	12,500	部長、班長及び団員	10年未満	8,900	9,100	10年以上20年未満	9,790	9,950	20年以上	10,670	10,800
階級	勤続年数	補償基礎額（円）																																				
		改正前	改正後																																			
団長及び副団長	10年未満	12,440	12,500																																			
	10年以上20年未満	13,320	13,350																																			
	20年以上	14,200	14,200																																			
分団長及び副分団長	10年未満	10,670	10,800																																			
	10年以上20年未満	11,550	11,650																																			
	20年以上	12,440	12,500																																			
部長、班長及び団員	10年未満	8,900	9,100																																			
	10年以上20年未満	9,790	9,950																																			
	20年以上	10,670	10,800																																			

条例改正	八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	福祉部 障害者福祉課
概要	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（省令）が一部改正されたことから、これに合わせ、本市の指定障害児通所支援の事業等に係る指定基準を定める本条例を改正するもの	
<p>【内容】</p> <p>指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準については、都道府県、指定都市又は中核市が「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）に従い、標準として又は参酌して定めることとされており、本市においては、本条例で当該基準について規定している。</p> <p>令和6年度からの報酬改定に伴い、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号）が施行され、基準省令が改正された。</p> <p>この基準省令の改正に伴い、指定通所支援の事業等に係る指定基準を定める本条例を改正するもの。</p> <p><改正内容></p> <p>1 児童福祉法において「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に一元化する改正が行われたことを踏まえ、本条例においても同様に「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に一元化する改正を行う。</p> <p>（経過措置1：現に指定を受けている医療型児童発達支援に係る障害児通所支援事業所（児童発達支援センターに限る。以下において同じ。）における人員基準について、令和9年（2027年）3月31日までの間、なお従前の例による）</p> <p>（経過措置2：現に指定を受けている医療型児童発達支援に係る障害児通所支援事業所における設備基準について、当分の間、なお従前の例による）</p> <p>2 既存の児童発達支援における人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分について、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）以外の人員、設備基準等に合わせる形で一元化する。</p> <p>（経過措置1：主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所における人員基準等については、令和9年（2027年）3月31日までの間、なお従前の例による）</p> <p>（経過措置2：主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所における設備基準については、当分の間、なお従前の例による）</p> <p>3 全てのサービス共通関係</p> <p>(1) 管理者は、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとする。</p> <p>(2) サービスの提供の際に障害児及びその保護者（以下「障害児等」という。）の意思決定の支援に配慮するよう努めるとともに、心身の健康等に関する領域を含む総合的に支援することとし、児童発達支援管理責任者にあつては個別支援計画の作成の際に、障害児等の意思を把握し、障害児等の意思により決定がされるよう努めなければならないこととする。</p> <p>4 児童発達支援及び放課後等デイサービス関係</p> <p>(1) 自己評価について、事業所の従事者による評価も受けた上で行うことや、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を公表することに加えて保護者にも示すこととする等、実施方法を明確化する。</p> <p>(2) 心身の健康等に関する領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムを策定及び公表しなければならないこととする。</p> <p>(3) 障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならないこととする。</p>		

(4) 個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援等の具体的内容を定めなければならないこととする。

5 居宅訪問型児童発達支援関係

上記4(2)及び(4)と同様の改正を行う。

6 保育所等訪問支援関係

(1) 事業所ごとにその提供する指定保育所等訪問支援の質及びその改善について、従事者による評価を受けた上で、自己評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者及び訪問先の施設による評価を受けて、その改善を図らなければならないこととする。

(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先の施設評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととする。

(3) 上記4(2)及び(4)と同様の改正を行う。

7 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

<施行日>

1 令和6年（2024年）4月1日（改正内容1～6）

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（改正内容7）

【法令等】

○改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

第2条～第4条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条、第23条～第28条、第30条、第35条、第39条、第40条の2、第42条、第49条、第54条の7、第55条～第64条、第65条、第68条、第71条の4、第71条の8、第71条の14、第79条、第80条、第82条、第83条

条例改正	八王子市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について ほか 11 議案	福祉部
		高齢者いきいき課

概要	基準省令の改正に伴い、介護サービスに関する基準を定める各条例について改正を行うもの
----	---

【内容】

介護サービスに関する基準については、当該基準に係る省令（以下「基準省令」という。）に従い、標準として又は参酌して、条例で定めることとされ、本市においては、次に掲げる条例で当該基準を定めている。

ここで、令和6年度（2024年度）の介護報酬の改定等に伴い、基準省令の改正が行われたことから、これに合わせ、条例を改正する。

番号	条例名
1	八王子市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
2	八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
3	八王子市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
4	八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
5	八王子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
6	八王子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例
7	八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
8	八王子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
9	八王子市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
10	八王子市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
11	八王子市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
12	八王子市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

<改正内容>

1 「書面掲示」規制の見直し（条例番号：3～8、10～12）

事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。

※ 令和7年（2025年）3月31日までの間、経過措置期間を設ける。

2 管理者の兼務範囲の明確化（条例番号：1、3～8、10～12）

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

3 身体的拘束等の適正化の推進（条例番号：4～9）

身体的拘束等の適正化を推進する観点から、次に掲げる見直しを行う。

- (1) 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付ける。

(2) 訪問系サービス、通所系サービス、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、居宅介護支援及び介護予防支援について、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。

※ (1)については、令和7年(2025年)3月31日までの間、努力義務とする。

4 入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化(条例番号:4、7((介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)通所リハビリテーション))

退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後の指定訪問(通所)リハビリテーションを提供する際に、リハビリテーション計画を作成するに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書を入手し、内容を把握することを義務付ける。

5 訪問リハビリテーション事業所に係るみなし指定(条例番号:4、7((介護予防)訪問リハビリテーション))

訪問リハビリテーション事業所を更に拡充する観点から、介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があったときは、訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなす。

6 高齢者虐待防止のための措置に係る経過措置期間の延長(条例番号:4、7((介護予防)居宅療養管理指導))

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設定等の高齢者虐待防止のための措置の実施状況や更なる周知の必要性を踏まえ、当該取組の義務付けの経過措置期間を3年間延長し、令和9年(2027年)3月31日までとする。

7 感染症や非常災害の発生時の業務継続のための措置に係る経過措置期間の延長(条例番号:4、7((介護予防)居宅療養管理指導))

感染症や非常災害の発生時の業務継続に向けた、計画の策定及び周知、研修及び訓練(シミュレーション)の実施等の義務付けの経過措置期間を3年間延長し、令和9年(2027年)3月31日までとする。

8 みなし指定を受けた訪問(通所)リハビリテーション事業所の人員配置基準の緩和(条例番号:4、7((介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)通所リハビリテーション))

訪問(通所)リハビリテーション事業所に係るみなし指定を受けている介護老人保健施設及び介護医療院については、当該事業所の医師の配置基準について、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって基準を満たしているものとみなすこととする。

9 ユニットケアの質の向上のための体制の確保(条例番号:2、4(短期入所生活介護、短期入所療養介護)、5(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)、7(介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護)、10~12)

ユニットケアの質向上のための体制を確保する観点から、ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。

10 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け(条例番号:2、4(短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護)、5(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護)、7(介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護)、8(介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)、10~12)

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽

出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。

※ 令和9年（2027年）3月31日までの間、努力義務とする。

1 1 選択制の対象福祉用具の提供に係る利用者等への説明及び提案（条例番号：4、7（介護予防）福祉用具貸与・特定（介護予防）福祉用具販売）

福祉用具の一部の貸与種目・種類について、特定福祉用具販売の対象に加えることとしているところ、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の対象となる貸与種目・種類の福祉用具（以下「選択制の対象福祉用具」という。）の貸与又は販売に当たっては、福祉用具専門相談員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、十分説明することを義務付ける。また、利用者の選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うことを義務付ける。

1 2 貸与後におけるモニタリングの実施時期等の明確化（条例番号：4、7（介護予防）福祉用具貸与・特定（介護予防）福祉用具販売）

福祉用具貸与のモニタリングを適切に実施し、サービスの質の向上を図る観点から、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加する。

1 3 モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付（条例番号：4（福祉用具貸与）

福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具貸与について、介護予防福祉用具貸与と同様に、福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果を記録し、その記録を介護支援専門員に交付することを義務付ける。

1 4 選択制の対象福祉用具を貸与した後の貸与継続の必要性の検討（条例番号：4、7（介護予防）福祉用具貸与）

福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、選択制の対象福祉用具に係る福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うことを義務付ける。

1 5 選択制の対象福祉用具に係る計画の達成状況の確認（条例番号：4、7（特定（介護予防）福祉用具販売）

福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、選択制の対象福祉用具に係る特定福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することを義務付ける。

1 6 選択制の対象福祉用具に係る販売後のメンテナンス（条例番号：4、7（特定（介護予防）福祉用具販売）

福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、選択制の対象福祉用具に係る特定福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めることとする。

1 7 生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化（条例番号：4（特定施設入居者生活介護）、5（地域密着型特定施設入居者生活介護）、7（介護予防特定施設入居者生活介護）

テクノロジーの活用等により介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性向上の取組に当たっての必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担等の取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われている指定特定施設に係る当該指定特定

施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに1以上であること」を「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに0.9以上であること」とすることとする。

18 口腔衛生管理の強化（条例番号：4、7（介護予防）特定施設入居者生活介護）

全ての指定特定施設において、口腔衛生管理体制の確保を促すとともに、入所者の状態に応じた口腔衛生管理を更に充実させる観点から、口腔衛生管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととする。

※ 令和9年（2027年）3月31日までの間、努力義務とする。

19 協力医療機関との連携体制の構築（条例番号：1～3、4（特定施設入居者生活介護）、5（地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）、7（介護予防特定施設入居者生活介護）、8（介護予防認知症対応型共同生活介護）、10～12）

高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

(1) 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努める（施設系サービス（5、10～12）については、義務（※））こととする。

ア 入所者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

イ 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。

(2) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。

(3) 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

※ 令和9年（2027年）3月31日までの間、努力義務とする。

20 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携（条例番号：1～3、4（特定施設入居者生活介護）、5（地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）、7（介護予防特定施設入居者生活介護）、8（介護予防認知症対応型共同生活介護）、10～12）

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第3条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。

21 管理者の兼務（条例番号：5、8（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、（看護）小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。

22 サービス内容の明確化（条例番号：5（看護小規模多機能型居宅介護））

看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点における「通い」・「泊まり」で提供されるサービスに、看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化する法改正があったことから、その旨を運営基準においても明確化する。

2.3 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け（条例番号：2、5（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）、10）

介護老人福祉施設等における入所者への医療提供体制を確保する観点から、介護老人福祉施設等があらかじめ定める緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また、1年に1回以上、見直しを行うことを義務づける。

2.4 公正中立性の確保のための取組の見直し（条例番号：6）

事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とする。

- (1) 前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合
- (2) 前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合

2.5 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング（条例番号：6、9）

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、次に掲げる要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする。

- (1) 利用者の同意を得ること。
- (2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - ア 利用者の心身の状況が安定していること。
 - イ 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。
 - ウ 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
- (3) 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。

2.6 ケアマネジャー1人当たりの取扱件数の改正（条例番号：6）

基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について、次のとおり見直す。

- (1) 原則、要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が4.4又はその端数を増すごとに1とする。
- (2) 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅介護サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が4.9又はその端数を増すごとに1とする。

2.7 介護予防支援の円滑な実施（条例番号：9）

- (1) 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置
指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の人員に関する基準については、次のとおりとする。
 - ア 事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないこと。
 - イ 常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないこと。（ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。）
 - ウ 管理者は、同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障がない範囲で他の事

業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事する者でなければならないこと。

(2) 市町村に対する情報提供

市町村において管内の要支援者の状況を適切に把握する観点から、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行うに当たって、市町村から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市町村に情報提供することとする。

28 電磁的記録に係る用語の改正（条例番号：3～12）

電磁的記録について、特定の記録媒体の使用を定める規定が数多く存在し、手続のオンライン化等の妨げとなっている状況があることを踏まえ、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、条例中で用いられる「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」の用語を、電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）に改める。

29 その他

その他、所要の規定整備を行う。

<施行日>

- 1 令和6年（2024年）4月1日（2及び3を除く改正内容）
- 2 令和6年（2024年）6月1日（改正内容1から8までのうち、条例番号4及び7の指定（介護予防）訪問看護、指定（介護予防）訪問リハビリテーション、指定（介護予防）通所リハビリテーション及び指定（介護予防）居宅療養管理指導に係る改正内容）
- 3 公布の日（改正内容28）

【法令等】

○改正後の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）
第9条、第12条、第25条

○改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）
第9条、第12条、第22条の2、第23条、第27条、第31条の3、第40条、第42条、第56条、第59条、第63条

○改正後の軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）
第9条、第11条、第27条、第28条

○改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

第6条、第23条、第32条、第39条、第41条、第46条、第50条、第53条の3、第56条、第61条、第68条、第73条の2、第76条、第80条、第81条、第82条の2、第89条、第90条の2、第94条、第98条、第104条の4、第105条の3、第107条、第111条、第114条、第115条、第118条の2、第122条、第128条、第139条の2、第139条の3、第140条の7、第140条の11の2、第140条の13、第140条の15、第140条の28、第140条の32、第142条～第144条、第146条、第154条、第154条の2、第155条、第155条の4、第155条の6、第155条の10の2、第155条の11、第175条、第176条、第185条の2、第191条、第191条の3、第192条、第192条の5、第192条の11、第194条、第195条、第199条、第199条の2、第204条、第204条の2、第205条、第206条、第209条、第214条～第216条

○改正後の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）

第3条の4、第3条の5、第3条の22、第3条の32、第3条の40、第6条、第7条、第10条、第17条、第21条、第26条、第36条、第37条の3、第40条の2、第40条の8、第40条の15、第43条、第46条、第47条、第51条、第52条、第60条、第63条、第64条、第73条、第86条の2、第87条、第91条、第101条、第105条、第107条、第108条、第110条、第111条、第127条～第129条、第131条、第132条、第145条の2、第146条、第147条、第152条、第156条、第157条、第167条、第169条、第171条、第172条、第177条、第181条、第182条

○改正後の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）

第1条の2～第4条、第13条、第22条、第29条

○改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）

第48条、第53条の4、第54条、第57条、第59条、第64条、第73条、第76条、第77条、第79条、第83条、第86条、第92条、第95条、第117条、第122条、第125条、第130条、第136条、第139条、第140条の2、第141条、第157条、第181条、第187条～第189条、第191条、第193条～第195条、第205条、第208条、第209条、第231条、第232条、第238条の2、第242条、第245条、第256条、第261条、第262条、第266条、第267条、第274条、第275条、第278条、第278条の2、第283条、第288条、第291条、第292条

○改正後の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）

第6条、第9条、第10条、第32条、第40条、第42条、第44条、第45条、第53条、第62条の2、第63条、第71条、第78条、第82条、第84条、第85条

○改正後の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）

第2条～第4条、第10条～第12条、第21条、第28条、第30条

○改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）

第2条、第20条の2、第21条、第28条、第29条、第35条の3、第37条、第47条

○改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）

第2条、第16条、第23条、第29条、第30条、第31条、第36条の3、第38条、第48条

○改正後の介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）

第6条、第19条、第26条、第33条～第35条、第40条の3、第52条

条例改正	八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	福祉部 障害者福祉課
概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（省令）が一部改正されたことから、これに合わせ、本市の指定障害福祉サービス事業に係る指定基準を定める本条例を改正するもの	
<p>【内容】</p> <p>指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準については、都道府県、指定都市又は中核市が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）に従い、標準として又は参酌して定めることとされており、本市においては、本条例で当該基準について規定している。</p> <p>令和6年度からの報酬改定に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和6年内閣府・厚生労働省令第3号）が施行され、基準省令が改正された。</p> <p>この基準省令の改正に伴い、指定障害福祉サービスの事業等に係る指定基準を定める本条例を改正するもの。</p> <p><改正内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童発達支援事業における医療型と福祉型の一元化に伴う改正を行う。 2 全てのサービスについて、サービスの提供の際に利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めることとし、サービス管理責任者又はサービス提供責任者にあつては個別支援計画の作成の際に、利用者の意思を把握し、利用者自らの意思により決定がされるよう努めなければならないこととする。 3 生活介護事業の人員配置基準に言語聴覚士を加える。 4 自立訓練（機能訓練）事業関係 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人員配置基準に、言語聴覚士を加える。 (2) 介護保険の通所リハビリテーション事業者が、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を提供することを可能とし、通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準を定める。 (3) 病院又は診療所が、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を提供することを可能とし、病院又は診療所が当該事業に関して満たすべき基準を定める。 (4) 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準を定める。 5 就労選択支援事業が漸設されることに伴う改正を行う。 6 就労移行支援事業関係 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。 7 就労継続支援A型事業について6と同様の改正を行う。 8 就労継続支援B型事業関係 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならないこととする。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでないこととする。 (2) 6と同様の改正を行う 		

9 就労定着支援関係

地域において必要な就労定着支援事業を利用できるようにする観点から、障害者就業・生活支援センターを、実施主体として追加する。

10 自立生活援助関係

- (1) 相談支援事業所において提供される地域相談支援との支援の継続性の確保や自立生活援助整備を促進する観点から、指定地域移行支援事業者又は指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域移行支援又は指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合には、当該事業所に配置された相談支援専門員を自立生活援助のサービス管理責任者とみなすことができることとする。
- (2) サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。
- (3) 自立生活援助の実施主体に係る規定を削り、実施主体を拡充することとする。
- (4) 指定自立生活援助事業者は、利用者の居宅の訪問によるほか、テレビ電話装置を活用することにより、障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行うことができることとする。

11 共同生活援助関係

- (1) 共同生活援助の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談等が含まれることが明確化されたことを踏まえた改正を行う。
- (2) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととする。また、指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならないこととする。（令和7年（2025年）3月31日までの間は努力義務）
- (3) 指定共同生活援助事業者は、(2)の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないこととする。（令和7年（2025年）3月31日までの間は努力義務）
- (4) (2)及び(3)については、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る第三者による評価を受け、当該評価の実施状況を公表している場合等には、適用しないこととする。
- (5) 新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第3条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。
- (6) 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととする。
- (7) 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例的取扱いを令和9年（2027年）3月31日まで延長する。

<施行日>

- 1 令和6年（2024年）4月1日（改正内容1～4、8(1)(3)(4)、9～11）
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（改正内容5～7、8(2)）

【法令等】

○改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）

第2条、第3条、第6条、第25条、第26条、第30条、第45条、第50条、第57条、第58条、第59条、第78条、第93条の4、第121条、第133条、第134条、第136条、第156条、第162条、第162条の3、第163条、第163条の3、第171条、第173条の2～第173条の9、第183条の2、第184条、第197条、第202条、第206条、第206条の6、第206条の7、第206条の14、第206条の17、第206条の18、第206条の20第207条、第210条の2、第210条の5～第210条の7、第212条の4、第213条の2、第213条の3、第213条の11～第213条の13、第213条の22、第215条、第220条、第221条、第223条、第224条、附則第4条、附則第18条の2

条例改正	八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	福祉部 障害者福祉課
概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（省令）が一部改正されたことから、これに合わせ、本市の障害福祉サービス事業に係る基準を定める本条例を改正するもの	
<p>【内容】</p> <p>障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準については、都道府県、指定都市及び中核市が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。）に従い、標準として又は参酌して条例で定めることとされており、本市においては本条例で定めている。</p> <p>令和6年度からの報酬改定に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和6年内閣府・厚生労働省令第3号）が施行され、基準省令が改正された。</p> <p>この基準省令の改正に伴い、障害福祉サービスの事業に係る基準を定める本条例を改正するもの。</p> <p><改正内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童発達支援事業における医療型と福祉型の一元化に伴う改正を行う。 2 生活介護事業及び自立訓練（機能訓練）事業の人員配置基準に、言語聴覚士を加える。 3 全てのサービスについて、サービスの提供の際に利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めることとし、サービス管理責任者によっては個別支援計画の作成の際に、利用者の意思を把握し、利用者自らの意思により決定がされるよう努めなければならないこととする。 4 就労選択支援事業が新設されることに伴う改正を行う。 5 就労移行支援事業について、定員規模を緩和する。 <p><施行日></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年（2024年）4月1日（改正内容1～3、5） 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（改正内容4） 		
<p>【法令等】</p> <p>○改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号） 第2条、第3条、第16条～第18条、第39条、第52条、第54条、第55条、第61条～第61条の8、第62条の2、第64条、第69条の2、第70条、第85条、第88条、第89条、附則第3条</p>		

条例改正	八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	福祉部 障害者福祉課
概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（省令）が一部改正されたことから、これに合わせ、本市の指定障害者支援施設に係る指定基準を定める本条例を改正するもの	
<p>【内容】</p> <p>指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準については、都道府県、指定都市及び中核市が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準省令」という。）に従い、標準として又は参酌して条例で定めることとされており、本市においては本条例で定めている。</p> <p>令和6年度からの報酬改定に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第17号）が施行され、基準省令が改正された。</p> <p>この基準省令の改正に伴い、指定障害者支援施設に係る指定基準を定める本条例を改正するもの。</p> <p><改正内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 サービスの提供の際には、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めることとし、サービス管理責任者にあつては個別支援計画の作成の際に、利用者の意思を把握し、利用者自らの意思により決定がされるよう努めなければならないこととする。 2 生活介護及び自立訓練（機能訓練）を行う場合の人員配置基準に、言語聴覚士を加える。 3 サービス管理責任者がサービス計画を作成した際には、利用者に当該計画を交付することとなっていたが、交付の対象者を利用者に加え、計画相談支援員に対しても交付することとする。 4 地域の関係者と連携を図るための地域連携推進会議を概ね1年に1回以上開催しなければならないこととする。（令和7年（2025年）3月31日までの間は努力義務） 5 利用者の地域移行に関する意思の確認を行う地域移行等意向確認担当者を選任しなければならないこととする。（令和8年（2026年）3月31日までの間は努力義務） 6 新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととし、また、協力医療機関との間で、その対応について協議を行わなければならないこととする。 <p><施行日></p> <p>令和6年（2024年）4月1日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号） 第3条、第4条、第22条～第24条の3、第46条、第52条</p>		

条例改正	八王子市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	福祉部 障害者福祉課
概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（省令）が一部改正されたことから、これに合わせ、本市の障害者支援施設に係る指定基準を定める本条例を改正するもの	
<p>【内容】</p> <p>障害者支援施設の設備及び運営に関する基準については、都道府県、指定都市及び中核市が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。）に従い、標準として又は参酌して条例で定めることとされており、本市においては本条例で定めている。</p> <p>令和6年度からの報酬改定に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第17号）が施行され、基準省令が改正された。</p> <p>この基準省令の改正に伴い、障害者支援施設に係る基準を定める本条例を改正するもの。</p> <p><改正内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 サービスの提供の際には、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めることとし、サービス管理責任者にあつては個別支援計画の作成の際に、利用者の意思を把握し、利用者自らの意思により決定がされるよう努めなければならないこととする。 2 生活介護及び自立訓練（機能訓練）を行う場合の人員配置基準に、言語聴覚士を加える。 3 サービス管理責任者がサービス計画を作成した際には、利用者に当該計画を交付することとなっていたが、交付の対象者を利用者に加え、計画相談支援員に対しても交付することとする。 4 地域の関係者と連携を図るための地域連携推進会議を概ね1年に1回以上開催しなければならないこととする。（令和7年（2025年）3月31日までの間は努力義務） 5 利用者の地域移行に関する意思の確認を行う地域移行等意向確認担当者を選任しなければならないこととする。（令和8年（2026年）3月31日までの間は努力義務） 6 新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととし、また、協力医療機関との間で、その対応について協議を行わなければならないこととする。 <p><施行日></p> <p>令和6年（2024年）4月1日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号） 第3条、第11条、第17条～第19条の3、第38条</p>		

条例改正	八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について	健康医療部 保険年金課																																				
概要	東京都から令和6年度（2024年度）の国民健康保険事業費納付金額及び標準保険料率が示されたことに伴い、保険税率等を改定するもの																																					
<p>【内容】</p> <p>平成30年度（2018年度）に開始した新たな国民健康保険制度においては、都道府県が市町村と共に国民健康保険の保険者となっている。この制度では、都道府県が保険給付に必要な費用を市町村に対して支払う一方、市町村は都道府県に対し、都道府県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じて決定した国民健康保険事業費納付金を納付することとなっている。</p> <p>今般、東京都から令和6年度（2024年度）の国民健康保険事業費納付金額とともに、標準保険料率が示されたことから、本市における保険税率等を改定する。</p> <p><改正内容></p> <p>1 国民健康保険税の所得割額税率及び均等割額の改定（第12条、第14条～第16条関係）</p> <p>(1) 基礎課税額の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額税率</td> <td>100分の7.29</td> <td>100分の7.73</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>43,000円</td> <td>46,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額税率</td> <td>100分の2.38</td> <td>100分の2.83</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>13,600円</td> <td>16,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 介護納付金課税額は変更なし</p> <p>※ 都から示された令和6年度（2024年度）の標準保険料率 （基礎課税額） 所得割額 100分の7.73 均等割額 46,565円 （後期高齢者支援金等課税額） 所得割額 100分の2.83 均等割額 16,597円</p> <p>2 低所得者に対する均等割額の軽減額の改定（第30条関係） 均等割額の改定に連動して、軽減額を変更するもの（均等割額×軽減割合）</p> <p>(1) 7割軽減の控除額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎課税額</td> <td>30,100円</td> <td>32,550円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等課税額</td> <td>9,520円</td> <td>11,620円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 5割軽減の控除額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎課税額</td> <td>21,500円</td> <td>23,250円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等課税額</td> <td>6,800円</td> <td>8,300円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	改正前	改正後	所得割額税率	100分の7.29	100分の7.73	均等割額	43,000円	46,500円	区分	改正前	改正後	所得割額税率	100分の2.38	100分の2.83	均等割額	13,600円	16,600円	区分	改正前	改正後	基礎課税額	30,100円	32,550円	後期高齢者支援金等課税額	9,520円	11,620円	区分	改正前	改正後	基礎課税額	21,500円	23,250円	後期高齢者支援金等課税額	6,800円	8,300円
区分	改正前	改正後																																				
所得割額税率	100分の7.29	100分の7.73																																				
均等割額	43,000円	46,500円																																				
区分	改正前	改正後																																				
所得割額税率	100分の2.38	100分の2.83																																				
均等割額	13,600円	16,600円																																				
区分	改正前	改正後																																				
基礎課税額	30,100円	32,550円																																				
後期高齢者支援金等課税額	9,520円	11,620円																																				
区分	改正前	改正後																																				
基礎課税額	21,500円	23,250円																																				
後期高齢者支援金等課税額	6,800円	8,300円																																				

(3) 2割軽減の控除額

区分	改正前	改正後
基礎課税額	8,600円	9,300円
後期高齢者支援金等課税額	2,720円	3,320円

<施行日>

令和6年(2024年)4月1日

【法令等】

- 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
第3条、第4条、第75条の2、第75条の7
- 地方税法(昭和25年法律第226号)
第703条の4
- 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
第118条

条例改正	八王子市介護保険条例の一部を改正する条例設定について	福祉部
		介護保険課
概要	介護保険事業計画に基づく介護保険料の設定及び介護保険法施行令の改正により関連規定を改正するもの	
<p>【内容】</p> <p>介護保険事業計画に基づく介護保険料の設定及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）の改正により関連規定を改正するもの</p> <p><改正内容></p> <p>1 保険料率及び所得段階の改正</p> <p>(1) 令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの介護保険料の設定 第9期（令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度））介護保険事業計画における介護保険料について、第8期（令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度））介護保険事業計画に比べ介護保険給付費及び地域支援事業費が増加することから、介護保険給付費準備基金の取り崩しによる保険料上昇の抑制措置を講じた上で、下表のとおり保険料率を変更する。</p> <p>(2) 所得段階の追加 負担能力に応じた保険料を設定するため、下表のとおり保険料の算定の基となる所得段階を区分する基準所得金額を変更し、所得段階を1段階増やす。</p> <p style="text-align: right;">【 保険料額表は次頁 】</p>		

【改正前】			【改正後】 ※太字下線が改正箇所		
所得段階	対象者	保険料額 (軽減前) (単位 円)	所得段階	対象者	保険料額 (軽減前) (単位 円)
1	令第39条第1項第1号に該当する者	20,700 (34,500)	1	令第39条第1項第1号に該当する者	20,300 (32,500)
2	令第39条第1項第2号に該当する者	34,500 (51,800)	2	令第39条第1項第2号に該当する者	34,600 (48,900)
3	令第39条第1項第3号に該当する者	48,300 (51,800)	3	令第39条第1項第3号に該当する者	48,900 (49,300)
4	令第39条第1項第4号に該当する者	62,100	4	令第39条第1項第4号に該当する者	64,300
5	令第39条第1項第5号に該当する者	69,000	5	令第39条第1項第5号に該当する者	71,400
6	合計所得金額が120万円未満の者	79,400	6	合計所得金額が120万円未満の者	82,100
7	合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	89,700	7	合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	92,800
8	合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	100,100	8	合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	103,500
9	合計所得金額が320万円以上400万円未満の者	110,400	9	合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	114,200
10	合計所得金額が400万円以上500万円未満の者	120,800	10	合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	125,000
11	合計所得金額が500万円以上600万円未満の者	131,100	11	合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	135,700
12	合計所得金額が600万円以上800万円未満の者	141,500	12	合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	146,400
			13	合計所得金額が720万円以上850万円未満の者	149,900
13	合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の者	151,800	14	合計所得金額が850万円以上1,000万円未満の者	157,100
14	合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の者	169,100	15	合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の者	174,900
15	合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の者	186,300	16	合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の者	192,800
16	合計所得金額が2,000万円以上の者	200,100	17	合計所得金額が2,000万円以上の者	207,100

<施行日>
令和6年(2024年)4月1日

【法令等】
○介護保険法(平成9年法律第123号)
第117条、第129条

○介護保険法施行令(平成10年政令第412号)
第38条、第39条

条例廃止	八王子市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例設定について	福祉部 高齢者いきいき課
概要	介護療養型医療施設制度の廃止に伴い、本市の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める本条例を廃止するもの	
<p>【内容】</p> <p>指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準については、都道府県、指定都市又は中核市が「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第41号。以下「基準省令」という。）に従い、又は参酌して定めることとされており、本市においては、本条例で当該基準について規定している。</p> <p>介護療養型医療施設については、平成18年（2006年）の医療保険制度改革において、平成23年度（2011年度）末での廃止及び介護老人保健施設等への転換の促進が決定され、その後、転換が進まない現状を踏まえ、転換の期限が令和5年度（2023年度）末まで延長されている。</p> <p>ここで、転換期限が到来し、介護療養型医療施設制度が廃止されることから、本条例を廃止する。</p> <p><施行日> 令和6年（2024年）4月1日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号) 附則第130条の2第3項</p>		

条例改正	八王子市企業立地支援条例の一部を改正する条例設定について	産業振興部
		産業振興推進課
概要	地域経済の発展・市民生活の向上に寄与するため、条例の終期の延長するもの	
<p>【内容】</p> <p>本条例は、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的として平成16年（2004年）に制定し、令和5年度（2023年度）を終期としている。しかし、本条例は、これまで効果的な企業誘致に寄与しており、引き続きその必要性が認められることから、条例の終期を5年延長する。</p> <p><改正内容></p> <p>条例の終期を定めた附則第2項中、「平成36年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。</p> <p><施行日></p> <p>令和6年（2024年）4月1日</p>		

<p>条例改正</p>	<p>八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について</p>	<p>まちなみ整備部</p>
		<p>建築指導課</p>
<p>概要</p>	<p>建築基準法等の一部改正に伴い、関係する申請手数料等について改正を行うもの</p>	
<p>【内容】</p> <p>脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号。以下「改正法」という。）により、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という）が改正され、既存建築物の修繕等により省エネ性能の向上が図れるよう、既存不適格建築物の大規模修繕等に係る規制の合理化が行われた。</p> <p>また、改正法により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の法目的に「建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進を図ること」が追加され、関係法令の題名が改正された。</p> <p>このほか、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）により、法が改正され、建築主事を置く市町村における確認等事務の実施体制の確保又は充実を図るため必要があると認めるときは、建築副主事を置くことができることとなった。</p> <p>これらに伴い、必要となる手数料の設定等を行うとともに、条例で引用する法令名を改める。</p> <p>なお、建築基準法関係の手数料の金額は、東京都及び近隣自治体における金額と均衡を図るため、従前から東京都都市整備局関係手数料条例（平成12年東京都条例第77号。以下「都条例」という。）の定める金額と同額に設定している。ここで、上記の法改正に伴い、都条例の改正が予定されているため、これに合わせて手数料の金額を都条例の定める金額と同額に設定する。</p> <p><改正内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法関係（別表、4 申請手数料、16の表） <ol style="list-style-type: none"> (1) 既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料の新設（改正後の85の項） <p>法第43条第1項に規定する接道義務が不適格となっている建築物について、大規模修繕等を行うと現行規定が適用されてしまうため、省エネ改修等が行われない状況を改善するため、特定行政庁が支障がないと認めた建築物の大規模修繕等をする場合は現行基準を適用しないこととされたことから、当該認定に係る申請手数料を、1件につき28,000円と定める。</p> (2) 既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料の新設（改正後の86の項） <p>法第44条第1項に規定する道路内建築制限が不適格となっている建築物について、大規模修繕等を行うと現行規定が適用されてしまうため、省エネ改修等が行われない状況を改善するため、特定行政庁が支障がないと認めた建築物の大規模修繕等をする場合は現行基準を適用しないこととされたことから、当該認定に係る申請手数料を、1件につき28,000円と定める。</p> (3) 建築副主事の創設に伴う規定整備（1及び16の項） <p>建築副主事が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をすることができることとされたことから、1の項中「建築主事」を「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」に改め、16の項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。</p> 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係（別表、4 申請手数料、17の表） <p>別表において引用する法令の題名を、次のとおり改める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <p>→建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</p> (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令 <p>→建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令</p> (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 		

→建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

<施行日>

令和6年（2024年）4月1日（改正法の施行日）

【法令等】

○建築基準法（昭和25年法律第201号）
第4条、第43条、第44条、第86条の7

○建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
第9条の3、第137条の12

指定管理者	八王子市老人憩の家の指定管理者の指定について	福祉部
		高齢者いきいき課
概要	八王子市老人憩の家の指定管理者の指定をするもの（公募）	
<p>【内容】</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市恩方老人憩の家の指定管理者を指定する。</p> <p><施設名> 八王子市恩方老人憩の家</p> <p><指定管理者> 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会（6期目）</p> <p><指定期間> 令和6年（2024年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの2年間</p> <p><選定方法> 公募（応募1者） 八王子市恩方老人憩の家指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して選定（応募者） 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会 ※ 本市における指定管理の実績 3か所（恩方老人憩の家、長房ふれあい館、学童保育所）</p> <p><選定理由> 候補者となった法人の経営理念は、高齢者に教養の向上及びレクリエーション等のための場を供与し、もって高齢者福祉の増進を図るという施設の設置目的に合致している。また、長年施設を管理していく中で蓄積された実績及び能力を有するなど、公の施設を管理運営する団体としての能力が高い。さらに、「指定管理者は、憩の家の利用者に対し誠意をもって対応するとともに、高齢者に教養の向上及びレクリエーション等のための場を提供し、高齢者が生きがいを持って、いきいきと暮らせるよう高齢者福祉の増進を図る」という本市要求水準に対し、各種生きがいづくりの講座の実施や、文化祭等イベントの開催を計画するなど、地域住民や団体との連携により高齢者福祉の拠点となる市民サービスの向上に向けた優れた提案がなされている。 以上のことから、市の要求水準を満たした施設運営が可能であると判断し、社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会を指定管理者候補者として選定した。</p> <p><選考経過> 1 一次選考 福祉部において、書類及び応募資格について審査を行い、1者を一次選考の合格者を決定した。</p> <p>2 二次選考 評価会議の参加者5名（地域関係者1名、高齢者団体関係者1名、税理士1名、福祉部長、市民部長）に、プレゼンテーション及び事業計画書について評価を行わせ、意見を聴取し、1者を二次選考の合格者として決定した。</p>		

(評価点) ※合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。

評価区分	評価項目	配点	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
団体の能力	団体の経営方針が明確であり、適正な経理がされていること。	25	25
	経営状況が健全であり、目的達成のための考えをもっていること。	25	25
	業務実績が豊富であり、ノウハウを蓄積し運営が期待できること。	25	24
	自己評価(マネジメントサイクル)の体制及び基準が確立されていること。	25	22
	実現性の高い適正な収支計画であること。	25	23
	管理運営を適切に行うための研修等の人材育成を踏まえた組織体制を有していること。	25	21
	職員の管理体制及び職場安全衛生管理が適正であること。	25	20
	地域・社会貢献に配慮した取組がされていること。 (ワークライフバランスやSDGsの推進、若年者・高齢者・障害者雇用、地域との協働、市内に本店がある等)	25	21
	利用者が公平に施設利用できるよう、配慮されていること。	25	21
	利用者の安全確保(衛生面含む)に関する方策が講じられていること。	25	20
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	25	22
	個人情報の取扱い及び情報セキュリティ対策が適切であること。	25	22
	負担すべきリスクに対し適切な対応をとるための体制を有していること。	25	21
	緊急(防火、防犯等)対応等危機管理体制を有していること。	25	21
	指定管理業務の引継ぎに係る対策が適切であること。	25	20
小計	375	328	
提案事業の内容	収益を上げるための努力がされていること。	25	19
	講座の参加費の設定にあたり、採算制と公平性、適正性を考慮していること。	25	21
	コスト縮減が図られ又は考慮されていること。	25	19
	ノウハウを活用し、要求水準を満たした事業計画を	25	22

	立てていること。		
	利用者の満足度を高めるための方策が講じられていること。	25	21
	広報活動等、施設の利用促進のための提案がされていること。	25	22
	市民にとって、魅力ある講座の提案がされていること。	25	21
	利用者からの苦情処理の体制がとれていること。	25	22
	管理運営に意欲を持ってあたることが期待できること。	25	22
	地域や施設の特徴を踏まえた事業展開が図られていること。	25	22
	地域との協働や連携が図られ、又は配慮されていること。	25	23
	第三者委託先も含め、地域経済の振興及び雇用の創出に繋がる提案がされていること。	25	20
	資源の有効活用など環境に配慮した管理運営がされていること。	25	20
	訓練や研修、マニュアル作成など平常時から危機管理における適切な提案がされていること。	25	21
	施設の適切な維持管理のための方策が講じられていること。	25	21
	小計	375	316
		644 ※1	644
	合計	1394	1288
	100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て）	100	92.3

※1 価格評価の点は、評価会議における団体の能力と提案事業の内容の評価の合計点に合わせています。

<指定管理料提案額>

年度	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
令和6年度（2024年度）	13,500,000円
令和7年度（2025年度）	13,584,000円
2年間の合計	27,084,000円
【参考】	
令和5年度（2023年度）協定金額	10,242,849円

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の2第3項、第6項

○八王子市老人憩の家条例（昭和49年八王子市条例第49号）
第12条

契約	包括外部監査契約の締結について	総務部
		公文書管理課
概要	地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき包括外部監査契約を締結するもの	
<p>【内容】</p> <p><契約金額> 年額9,916,650円（消費税込み）を上限とする額</p> <p><内訳> 基本費用 704,112円（消費税抜き） 執務費用及び実費 8,311,024円（消費税抜き）</p> <p><契約先> 木下 政昭^{きのした まさあき} [資格 公認会計士] ※ 同氏とは、3回目の契約となる。</p> <p><契約期間> 令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで</p> <p><包括外部監査契約を締結できる者> 包括外部監査契約を締結できる者は、「普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者」であって、弁護士、公認会計士その他政令で定める者である。ただし、「外部監査契約を円滑に締結し、又はその適正な履行を確保するため必要と認めるときは、上記の識見を有する者であって税理士であるもの」とも契約ができる。</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第252条の27、第252条の28、第252条の36</p> <p>○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号） 第174条の49の26</p>		

条例改正	八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定について	財政部
		税制課
概要	令和6年度税制改正によるもの (内容未確定)	

条例改正	八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定について	財政部
		税制課
概要	令和6年度税制改正によるもの (内容未確定)	

条例改正	八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について	健康医療部
		保険年金課
概要	令和6年度税制改正によるもの (内容未確定)	